

令和8年岩手県山火事防止対策実施計画

1 目的

岩手県では、野山が乾燥し、風の強い日も多い春先に林野火災が起きやすく、過去においても、この時期に大規模な林野火災が数多く発生しており、令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災は、被災した森林面積が3,370haと、平成以降国内最大規模となった。

林野火災の未然防止は、県土の保全、水源かん養、地球温暖化防止、林産物の供給など森林の持つ多面的機能の維持のために極めて重要な課題である。

今般の大船渡市林野火災を受け、運動期間の見直しを図り、国、県、市町村、関係団体等が協力して山火事防止対策を推進するとともに、山火事防止に対する県民意識の醸成を図る。

2 実施計画

(1) 岩手県山火事防止運動期間の設定

ア 山火事防止運動統一標語（全国統一標語）

「山火事を 起こすも防ぐも 私たち」

イ 山火事防止運動期間

令和8年2月26日から令和8年5月31日まで

※ 令和7年に大船渡市で発生した大規模林野火災の教訓を継承するため、火災の発生日を運動期間の始期とするもの。

ウ 重点事項

下記の事項について県民一人ひとりに注意喚起し、山火事防止の徹底を図る。

- 1 林野火災警報・林野火災注意報の発令時は、山林、原野等での火入れ^{*1}、野焼き^{*2}（たき火を含む）等をしないこと
- 2 火入れを行うときは、市町村長の許可を得ること
- 3 野焼き（たき火を含む）を行うときは、事前に消防署に届け出ること
- 4 火入れや野焼き等を行うときは、水や消火器等を準備し、終了後は完全に消火すること
- 5 たばこは指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- 6 火遊びはしないこと

※1 火入れ…森林又はその周囲1kmの範囲内で立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

【森林法】

※2 野焼き…たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる焼却で軽微なもの

枯れ草や廃棄物を焼却する行為で原則禁止

例外は、農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

(2) 山火事防止対策の推進

ア 普及啓発

- (ア) 林内で作業する森林所有者や林業従事者、森林周辺の農地で作業する農業者、キャンパー・ハイカー等の入山者、地域住民及び小中学校の児童・生徒等を対象に、林野火災警報及び林野火災注意報制度の周知や山火事防止の啓発活動を実施する。
- ・ ラジオ、テレビ、防災無線、新聞、インターネット等による啓発
 - ・ 官公庁、学校、コンビニエンスストア、登山口等へのポスター、横断幕、のぼり等の掲示
 - ・ 車両へのマグネットシートの掲示
- (イ) 林野火災警報・林野火災注意報の発令時など火災の発生しやすい時期に、森林周辺の住宅地、田畠等のパトロールを重点的に実施するなど、火災の未然防止、早期発見に努める。

イ 地域活動

- (ア) 各地区において地区協議会を開催し、具体的実施事項について協議する。
- (イ) 地域住民、森林所有者等による山火事予防組織の育成強化に努めるとともに、これらの組織が自主的に予防活動を行うよう支援する。

ウ 初期消火体制の整備

- (ア) 移動式消火ポンプ等の初期消火資機材を配備し、関係機関、団体が常備する。
- (イ) 大規模またはそのおそれのある林野火災が発生し、現地において初期消火資機材が不足した場合には、速やかに支援できるよう、隣接する関係機関の連携に努める。